

鳥取県市町村孤独・孤立解消支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県市町村孤独・孤立解消支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、ひきこもり、ヤングケアラー、老老介護、ひとり親家庭等、既存の制度では対応が難しい人に対する相談・支援など、人に寄り添ったきめ細かな対策を行う市町村を支援することにより、総ての県民が自己実現や社会参加をすることができ、安心して暮らせる温もりのある支え愛社会づくりを推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、毎年5月10日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式ア及び様式イによるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式ウによるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式ア及び様式イによるものとする。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

2 令和5年度事業にあつては、要綱第4条第1項中「毎年5月10日」とあるのを「令和5年12月20日」と読み替えて適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助の上限額	5 重要な変更
鳥取県市町村孤独・孤立解消支援事業	市町村	ひきこもり、ヤングケアラー、老老介護、ひとり親家庭等に対するセーフティネットやつながりの構築等、自己実現や社会参加をすることができ、安心して暮らせる温もりのある支え愛社会づくりに資する市町村事業に要する経費（報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費など）	1／2	200万円	直営による実施から委託による実施、またはその逆

※ただし、国・県から他の補助金、交付金等を受ける（予定を含む）事業は対象としない。

様式ア（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県市町村孤独・孤立解消支援事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 対象者

ア 事業の対象として想定する者

イ アの人数 人

ウ イのうち、実施する事業の活用を予定している人数 人

(2) 事業内容

ア 実施者（補助、委託等により、市町村直営以外で実施する場合）

イ 上記実施者を選定した理由

3 事業を実施することで期待する効果

様式イ（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県市町村孤独・孤立解消支援事業収支予算（決算）書

1 収入

(単位：円)

	本年度計画(a) または 本年度実績(c)	昨年度実績(b) または 本年度計画(d)	差引(a-b) または 差引(c-d)	備考
県補助金				
その他 ()				
自己財源				
計				

2 支出

(単位：円)

	本年度計画(a) または 本年度実績(c)	昨年度実績(b) または 本年度計画(d)	差引(a-b) または 差引(c-d)	備考
報酬				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃 借料				
備品購入費				
計				

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県市町村孤独・孤立解消支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県市町村孤独・孤立解消支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県市町村孤独・孤立解消支援事業」とし、その内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県市町村孤独・孤立解消支援事業補助金交付要綱（令和5年10月2付第202300152348号福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。